

国の施策等に関する重点要望項目

令和3年11月19日

＜新型コロナウイルス感染症対策及び経済・雇用対策＞

（機動的な経済対策）

- ① 厳しい経済情勢を踏まえ、地方公共団体が求める総額2兆円規模の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の増額・速やかな配分や飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、30兆円を上回る規模の大胆かつ強力な経済対策を速やかに策定・実施すること。

（第6波に備えた対策）

- ② 新型コロナウイルス感染症について、初動において、従来の濃厚接触者の定義に関わらず幅広く迅速に検査を行うとともに、重症化リスクを見逃さないようにする「早期検査、早期入院、早期治療」を徹底できるよう、医療人材や保健師の派遣、育成、確保等を含め、引き続き十分な財政支援を行うこと。
- ③ 第6波を見据えたコロナ対応病床の更なる確保、臨時医療施設の開設、治療薬（中和抗体薬・経口薬）の開発・普及に伴う外来診療や在宅療養の更なる強化など、本県の積極的な取組に対し十分な財源措置を行うこと。
- ④ 感染再拡大に備えて更なる体制強化等を図ることができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方が必要とする十分な額を早期に予算措置するとともに、対象を柔軟に設定するなど、地域の実情に応じて弾力的に活用できるようにすること。

（制限緩和措置等の運用）

- ⑤ ワクチン・検査パッケージについては、感染が急速に拡大する場合には、都道府県知事の判断も踏まえ、速やかに「ワクチン・検査パッケージ」の適用を中止し、さらに強い行動制限を要請するなどの措置を講じること。また、企業をはじめ関係団体等への強力な働きかけを踏まえ検査体制の充実を図るとともに、無料検査の実施にあたっては、検査の補助単価を地方の実情に沿った適正な額とした上で、会場設置費用等、事業者が必要とする経費全てを補助対象にするなど、地方の実態を考慮した実効性のある財政支援を講じること。

（ワクチン接種体制の構築）

- ⑥ 2回目接種終了者に対する追加接種に関し、2月以降のワクチンの配分量等について速やかに確定日付で提示した上で、希望する量を確実に供給するとともに、接種順位・対象者の範囲等について情報の早期共有を図った上、自治体が柔軟に運用できるようにすること。また、追加接種に必要なワクチンの必要量を確実に確保するとともに、配分量等を速やかに確定日付で提示する等、情報共有を早期に図るとともに、地方に負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

（事業者支援、経済・雇用対策）

- ⑦ 感染拡大の収束後も経済活動の回復に向けた中長期的な対応や、感染症に強い社会の構築が必要であることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については地方公共団体が必要とする額を継続的に確保するとともに、基金積立要件の弾力的な運用や繰越を含む期間延長等を行うこと。
- ⑧ 持続化給付金等について、再度の支給や売上要件の緩和、企業規模に応じた支給額の引き上げを行うこと。また、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス休業支援金・給付金の実施期間については、地域を限定せずに延長するなど、柔軟に対応すること。
- ⑨ 中小・小規模事業者の資金繰り支援のため、資本金劣後ローン支援の充実や国の民間金融機関を通じた無利子・無保証料融資の終了後も、本県独自に行っている資金繰り支援などに対する経費負担、借入返済に係る償還及び据置期間の見直しや借換えを行う場合の保証制度の創設等に加え、DX等の設備投資やテレワーク導入の推進に向け、より一層長期的な支援策を講じること。
- ⑩ 地域観光事業支援については、We Love 山陰キャンペーンのように感染が落ち着いている近隣県との連携事業も対象とすることや、取組対象事業者の拡大、予約・販売期間の更なる延長等を含め、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、壊滅的打撃を受けている観光産業、飲食店等の回復に向け、感染状況をはじめ、地域の実情を踏まえた適切な運用を前提に、「Go To トラベル事業」の早期再開や実施期限の延長をはじめ、農林水産物の需要回復・拡大に向けた「Go To イート事業」などの飲食需要の喚起対策を強力に図ること。

- ⑪ 県内空港・港湾では新型コロナウイルス感染症の影響により、国内線や国際線、クルーズ船等の就航が縮小していることから、水際対策を含め、国としてこれらの復活に向けた後押しを行うとともに、国際航空路線の着陸料や空港利用費用などへの積極的な支援を行うこと。
 - ⑫ バス、タクシー、鉄道などの地域交通事業者は、従来から厳しい経営状況下にあった上に、移動自粛により利用者が減少し、更に昨今の原油高騰が追い打ちをかける等、経営に甚大な影響が生じており、これまで事業者の内部補助で維持されてきた不採算路線にも直接影響が生じている。将来にわたり移動手段を確保するため、JRローカル線も含め、国の責任において強力な経営支援措置を講じるとともに、既存補助事業の拡充や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
 - ⑬ 文化芸術分野の活動者、団体及び関係施設は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動や事業が十分に行えていないため、文化芸術団体・施設等が「新しい生活様式」に応じた対策をとりつつ、コロナ収束後の地方における文化芸術活動の一層の活性化のために、その活動基盤が維持されるよう既存補助事業に係る補助率の嵩上げも含めて地方への重点配分を行うなど継続的な支援のあり方を検討すること。
 - ⑭ 生活福祉資金の特例貸付に係る償還免除要件の緩和や期間延長の見直しに加え、限度額を超えた借入が可能となるよう制度の見直しを図ること。
- (地方財政措置)**
- ⑮ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税や交付税の原資となる国税の収入の落ち込みが引き続き懸念されることから、地方財政計画において新たな歳出特別枠を創設する等、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保し、地方交付税の法定率引上げや別枠の加算により、臨時財政対策債の増加を抑制すること。
 - ⑯ 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引き上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化するとともに、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて財源調整機能を適切に発揮し、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにすること。
 - ⑰ 公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債を継続するとともに、公用施設にも対象を拡充すること。

<参議院議員選挙における合区の解消>

- ① 参議院選挙における合区について、民主主義のあり方としての都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、憲法改正等も含め、抜本的に解消すること。

<防災・減災対策及び社会基盤の整備>

- ① 令和3年7月豪雨等、相次ぐ大規模災害に備えるため、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る財源について、当初予算において必要かつ安定的に確保し、財政力の弱い地方に十分かつ重点的に配分すること。
- ② 国土強靱化の推進に向け、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の総額確保並びに財政力の弱い地方への十分かつ重点的な配分を行うこと。
- ③ 地方創生や国土強靱化に不可欠な高速道路ネットワークの早期整備のため、米子～境港間の高規格道路、山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）の早期事業化や山陰道（北条道路）・山陰近畿自動車道（岩美道路）・鳥取自動車道（志戸坂峠防災事業）の整備促進など、ミッシングリンクを一刻も早く解消すること。
- ④ 米子自動車道の全線4車線化や高規格道路である鳥取自動車道及び山陰道の暫定2車線の早期解消を図ること。
- ⑤ 境港の船舶大型化に対応した岸壁・ふ頭用地の整備（外港昭和南地区ふ頭整備）及び鳥取港の港内静穏度確保と土砂流入防止を図る防波堤整備に向け、必要な予算を確保すること。
- ⑥ 日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保等の観点から、山陰における新幹線も含む鉄道の高速度整備を推進すること。なお、新幹線整備にあたっては、整備に係る予算を拡充するとともに、地方負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直しなど、国家戦略的観点から幅広く検討すること。

<農林水産業対策>

- ①新規就農者育成対策について全額国の負担とするなど従来通りの事業スキームとすること。
また、今後事業見直しを行うのであれば、事前に地方との議論・説明等を丁寧に行うこと。
- ②皆伐再造林を含め、持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、林道事業等に係る当初予算を十分確保するとともに、スマート林業等の推進に向け十分な予算を確保すること。
- ③農林水産業者の競争力の強化に向け、スマート農業の実装化、ため池の決壊対策を含めた防災・減災対策の着実な推進等、十分な予算を確保すること。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、主食用米の需要減や過剰在庫による米価下落が生じていることから、販売環境の好転に向け、従来の枠組みにとらわれず市場に出回る量を減らす効果のある在庫対策及び消費喚起などの需要拡大対策を講じること。
- ⑤災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯（特殊土壌地帯）のインフラの保全と農業生産力の向上を図るため、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」について、期限を延長すること。
- ⑥境漁港における高度衛生管理型市場整備について、計画的完成が実現できるよう十分な予算を確保すること。また、スマート漁業関連事業の一層の推進に向けて、十分な予算を確保すること。更に、燃油高騰対策として、現在、漁業経営セーフティーネット構築事業が講じられている中ではあるが、現在の燃油高騰は先が見えない状況であることから、同事業の積立金不足による漁業者への負担が生じないような対策を講じること。

<地域医療>

- ①新型コロナウイルス感染症の第6波に備えて医療体制を強化している現状においては、将来的な医師数や病床数等の医療提供体制に関する一連の議論をいったん凍結し、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた上で、感染終息後に仕切り直しすること。また、感染収束後においては、地方での深刻な医師不足が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療への大きな影響が想定されることを踏まえ、医師不足・医師偏在の解消については、これまでの地方の医師確保の努力を毀損することなく、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を実施すること。
- ②地域医療構想の議論や取組の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応により公立・公的病院の果たす役割の重要性が再確認されたことを踏まえ、期限設定することなく、地域の実情に立脚した柔軟な取扱いを行うこと。

<その他喫緊の課題>

- ①風力発電等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の整備を行うとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築し、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ②早期の老朽危険空き家除却等により、空き家対策の迅速化・円滑化が図れるなどの「公共の利益」が認められることから、除却後の跡地に対し一定期間（3～5年程度）の固定資産税の減免を行う場合等への減収補填措置を創設すること。
- ③国保総合システムの次期更改に係る費用については保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- ④世界的な原油高により生じている輸送費や光熱費、原材料費等の高騰などの中小企業等への負担に対する財政支援を行うとともに、産油国に対し、増産を含めた国際原油価格の安定化に向けた働きかけを継続的に行うこと。
- ⑤子どもを中心に、既存の縦割りを打破するため、各府省の担当部局を統合再編して、こども庁を創設した上で、子どものため、子どもの権利を守る観点を第一とし、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織とすること。さらに、子ども関連の政府支出について、欧米の先進諸国並みに引き上げることを目安に拡大すること。

※以上のほか、夏要望の積み残し案件（主要なもの）について、所管部局による要望を実施。